

○文部科学省令第三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号）の施行に伴い、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第二条第二項、第九条の二第三項及び第九条の三第三項第一号並びに教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第二項及び第五項の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年六月七日

文部科学大臣 柴山 昌彦

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第六十一条の四 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第六十五条の七第二号において「特定地方公共団体」という。）にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。同号において同じ。）において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者</p> <p>三 三六 [略]</p> <p>第六十五条の七 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 教育委員会の事務局又は教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）の所管に属する教育機関（前号に規定するものを除く。）の職員</p> <p>三 [略]</p>	<p>第六十一条の四 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者</p> <p>三 三六 [略]</p> <p>第六十五条の七 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 教育委員会又は教育委員会の所管に属する教育機関（前号に規定するものを除く。）の職員</p> <p>三 [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則 第三条 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあっては、当該事務を分掌する内部部局を含む。附則第十條第一項第二号において同じ。）において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者</p> <p>三・四 [略]</p> <p>第十條 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者</p> <p>三〇六 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>附則 第三条 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者</p> <p>三〇六 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第十條 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者</p> <p>三〇六 [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(免許状更新講習規則の一部改正)

第三条 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(講習を受講できる者)

第九条 [略]

一 [略]

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。)において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

三 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

イ、ニ [略]

ホ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定した

四 [略]

2 [略]

(講習を受講できる者)

第九条 [略]

一 [略]

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

三 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

イ、ニ [略]

ホ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定した

四 [略]

2 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。